

＝「24条工事」図面作成時の留意点＝

国土交通省岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所 管理係
TEL：0197-24-2187
FAX：0197-24-1289

24条工事の申請に添付する図面は、単なる工施用図面ではなく、承認を受けるための審査対象図面です。そのため、工事当事者ではない審査者（複数）が見ても的確に状況を把握できるように作成していただくのが迅速な審査につながります。

作成時の留意点を作成しましたので図面等作成の参考としてください。

※個別の案件毎に必要な書類は異なりますので詳細については打合せのうえ作成願います。

なお、管理係では外出していることも多いため、事前に打合せ日程調整の電話連絡をお願いします。

●必要書類と縮尺

- (1) 申請書
- (2) 委任状
- (3) 添付図面
 - 1) 位置図 1/50,000 又は 1/25,000
 - 2) 現況平面図 1/500 程度
 - 3) 計画平面図 1/500 程度
 - 4) 計画断面図
 - ① 横断図 1/100 程度
 - ② 縦断図 1/100～1/1,000
 - 5) 構造図 1/50 程度
 - 6) 建物配置図 1/500 程度(計画平面図にかねることができません)
 - 7) 施工面積計算 1/500 程度
- (4) 同意書、確約書等
- (5) 公図(写)
- (6) 保安施設図
- (7) 現況写真

1. 申請書

①工事概要欄に工事の種別・細別・数量を記入してください。

ただし、内訳を記入しきれない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙を添付してもかまいません。

2. 委任状

①土地所有者と申請者が異なる場合に必要となります。

3. 添付書類 (図面が多くなる場合は、目録を作成してください)

1) 位置図

①広域エリアのうちどこが施工場所か分かるように5万分の1か2万5千分の1として下さい。

2) 計画平面図

①「起点(南)を左、終点(北)を右」にしてください。

②「どこが国道4号なのか」を明記してください。

③方向(「仙台←」「至盛岡」など)を明記してください。

④なるべく現況平面図と計画平面図は同一図面上に記入していただきたいのですが、現況と施工部分が明確に区別できるよう「施工箇所は着色」してください。

- ⑤官民界には「官民界」と明記し「着色」してください。
- ⑥道路側溝の落蓋やグレーチングには「既設なのか新設なのか」「荷重（T-〇〇）」を明記してください。
- ⑦「敷地（民地）内の水の流れを矢印で」記入してください。
- ⑧側溝の水勾配を「→」で記入してください。
- ⑨宅内排水を道路側溝に繋げて排水することは出来ませんので事前に排水計画を検討し、計画平面図に反映して下さい。
- ⑩官民境には側溝等の構造物をなるべく設置してください。民地側溝を官民境に設置できない場合は、地先境界ブロック等を設置してください。
- ⑪通路部以外から歩道に進入しないよう車止めを設置してください。

3) 計画断面図（横断面図・縦断面図）

- ①官民界には「官民界」と明記し「着色」してください。
- ②「幅」「勾配」を（民地側に関係する工事の際は民地側の「勾配」も）記入してください。官民界から民地側への縦断勾配を記入してください（Ⅰ種通路10m、Ⅱ種通路5m、Ⅲ種通路3m）。
- ③地下埋設物については「名称（“下水道管”など）」「土被り」のほか、路盤下や側溝、他の管との「離れ」を記入してください。地下埋設物がない場合には余白や備考、別紙などに「埋設管がない」旨を記載してください（埋設管が「ない」のか「あるのに記入されていない」のか「確認していない」のか不明確であるため）。
※地下埋設物とは、上水道、下水道、NTTケーブル類、地下電力線、情報BOX等をいいます。
- ④縦断勾配を明記してください。

4) 構造図・標準図

- ①国道敷地内の集水桝の「泥溜まり」「ステップが必要となる高さ」「有筋・無筋の基準となる高さ」については、間違いが多いので当局標準の図集などを確認してください。擁壁の「応力（強度）計算が必要となる高さ」も同様です。
- ②集水桝を設置する場合、構造物に泥だめの寸法を記入してください。

5) 建物配置図

- ①計画平面図に記載すれば省略して構いません。

6) 施工面積計算

- ①施工する面積を「ヘロンの公式」若しくは「三斜法」により算出し、申請書の数値と矛盾しないようにしてください。

4. 同意書、誓約書等

①同意書

→建築物の建設・排水施設の設置・改築等にあたり、第3者との間に利害関係が生じる場合は、当該第3者の同意書又は他の法令による許可等を必要とする場合は所管行政庁の許可書の写しを添付してください。また、申請人が土地所有者でない場合は土地所有者（共有の場合には全員）の申請に関する同意書を添付してください。

②誓約書（確約書）

→承認申請に対し、道路管理者から確約・誓約事項がありますので確約書を提出して頂きます。（申請者が土地所有者でない場合は申請者及び土地所有者の双方）

5. 公図（写）

- ①土地所有者の確認をするために、登記簿謄本写し（登記事項要約書で可）も添付願います。

6. 保安施設図

- ①「車線幅の減少」なのか「車線数の減少」なのか「片側交互通行」なのか「車線には影響がない」のか明確な図面を作成してください。
- ②施工が「昼間」なのか「夜間」なのか（あるいは「時間帯」を）明記してください（「夜間工事の場合には〇〇灯を…」など、昼間・夜間の区別がつかないような記載はしないようにしてください）。
- ③施工時間帯以外の措置（「夜間は仮復旧して開放する」など）を記入してください。

④施工により狭くなる歩道や歩行者用迂回路には「幅」を明記してください。（可能な限り広くとり、最低でも1mを確保してください。）

⑤「体感マット」「クッションドラム」は記入漏れが多いので注意してください。

7. 現況写真

①東西南北4方向から撮影し計画を赤書きし、矢指図を添付してください。

8. その他

①全ての図面に番号（通し番号）を記入してください。

②全ての図面に縮尺を明記してください。

③出入口を設置する場合には、「正面図」を忘れずに添付してください。

④他の管理者等と協議した場合、その回答の写しや議事録を添付してください。

⑤1～7以外にも道路管理者が必要と認めた場合には提出を求める場合があります。（交通処理計画書 等）

★車両乗入口の承認基準

1) 乗入口は原則として対象施設について1箇所です。ただし、出入口を分離する必要のある施設等特別事情のある場合及び大型の貨物自動車等が出入りする場合は、道路管理者との協議により2箇所まで承認することが出来ます。

車両乗入口と民境界までの離隔は、以下のとおりとなります。

○A型通路：原則として5m以上。ただし、出入口が当該箇所以外に設置不可能な場合等、やむを得ない場合は1m以上。

○B型通路：2.5m以上

2) 乗入口は原則として次に掲げる場所には設けられません。ただし、自家用車等生活上出入りが必要となる通路、その他自動車の出入りの回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認めた場合は適用しないものもあります。

(1) 横断歩道（自転車横断帯を含む）の中及び前後5m以内。なお、当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から5m以内

(2) トンネル等の前後各50m以内の部分

(3) バス停留所、路面電車の停留所の中。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分

(4) 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

(5) 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。停止線も含む）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分。ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。

(6) バス停車帯の部分

(7) 橋の部分

(8) 道路照明灯等の道路附属物、占用物件（信号機も含む）の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

★乗入口の分類について

乗入口の分類は申請目的（店舗の種類等）により通行の可能性のある自動車の種類により判断します。

型式	利 用 形 態
I 種	長さ 8 m 以上の車両が出入りする工場、倉庫、ガソリンスタンド、大型店舗、ドライブイン、駐車場など 車両重量 6.5 t 以上
II 種	I 種及びIII種以外の通路
III 種	小型自動車のみが出入りする通路 車両重量 2 t 以下

★乗入口の形状について

乗入口の形状はA型及びB型の2種類とする。ただし取付方法については、A型を標準とし、特殊な箇所については別途考慮することが出来る。

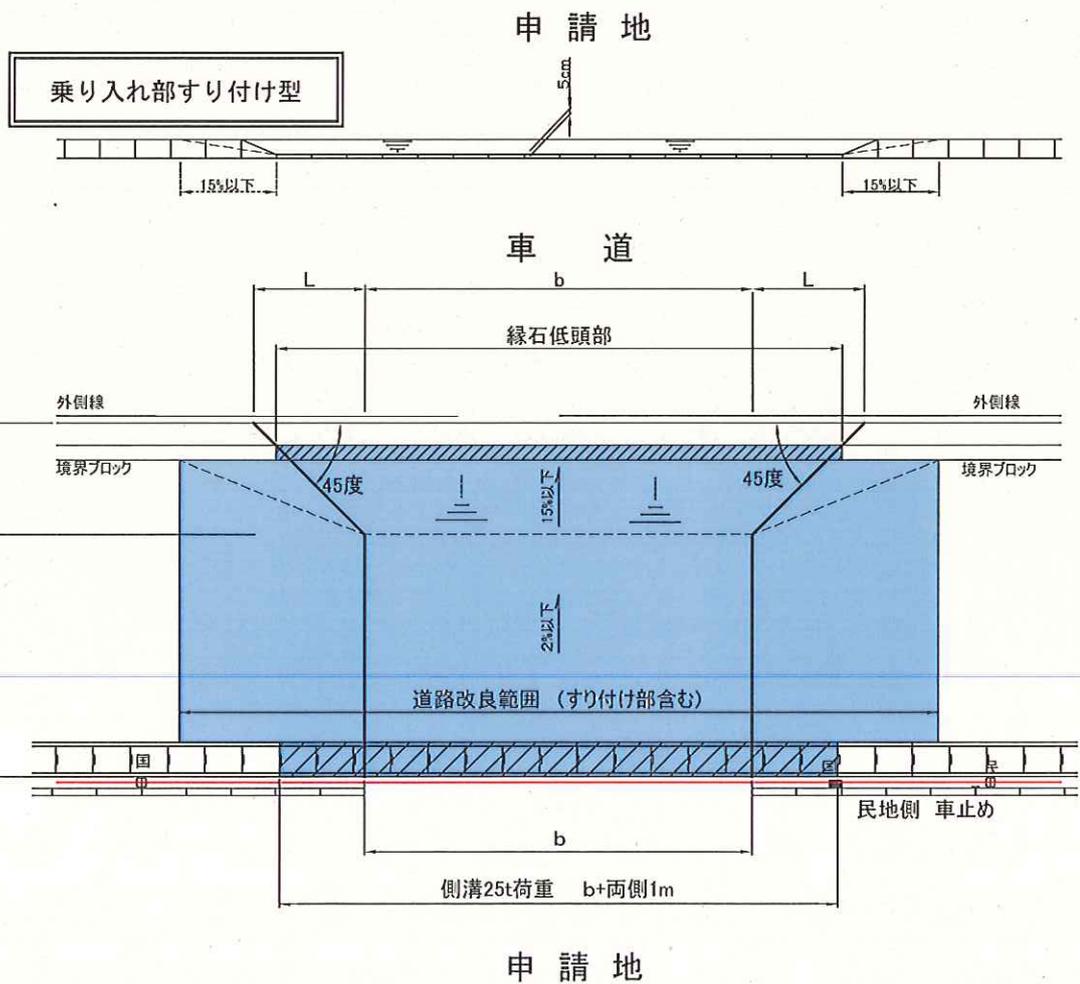
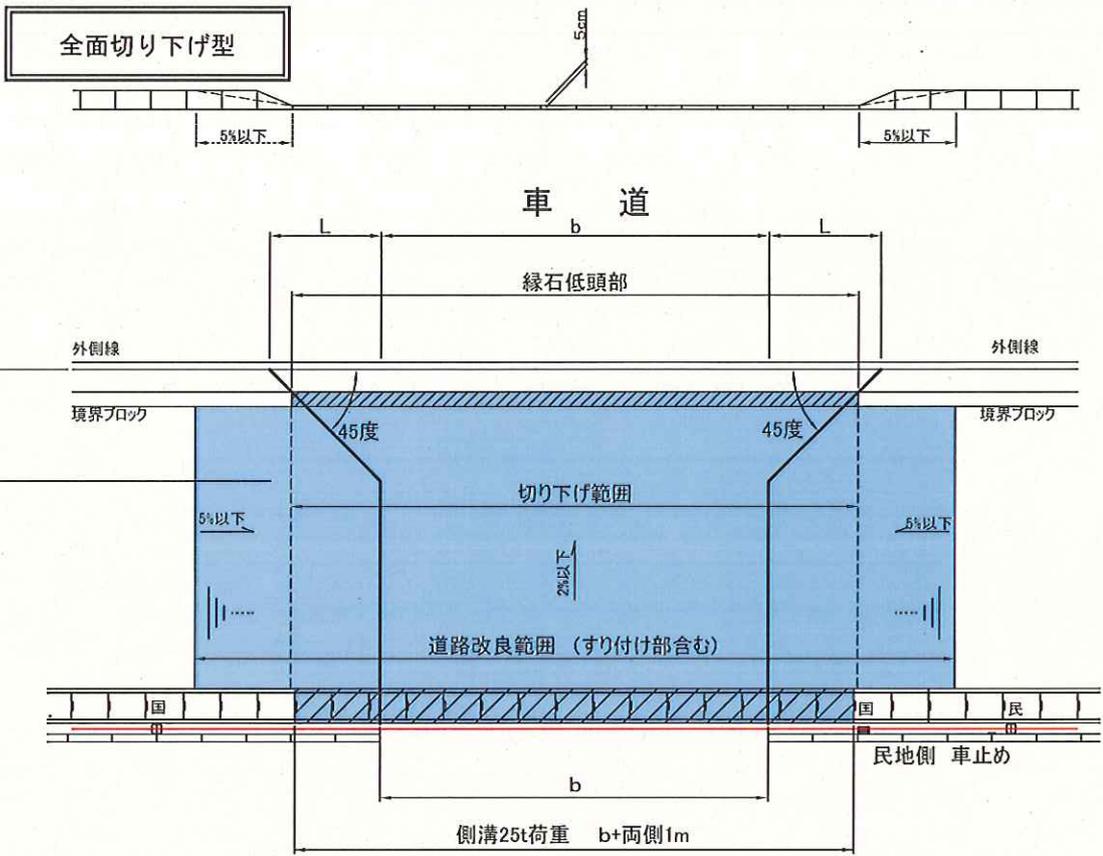
一方通行、中央分離帯設置区間及び同設置計画がある区間で通路を2箇所以上設ける場合は、原則としてB型とする。

型式	A 型	B 型	すみきり	舗装構成		
				表層 (細粒度アスコン 13)	基層 (粗粒度アスコン 20)	路盤 (C-40 : 一層)
I 種	12.0m 以下	8.0m 以下	片側 3.0m	5cm	10cm	30cm
II 種	8.0m 以下	7.0m 以下	片側 2.0m	5cm	5cm	25cm
III 種	4.0m 以下	—	片側 1.5m	5cm	—	25cm

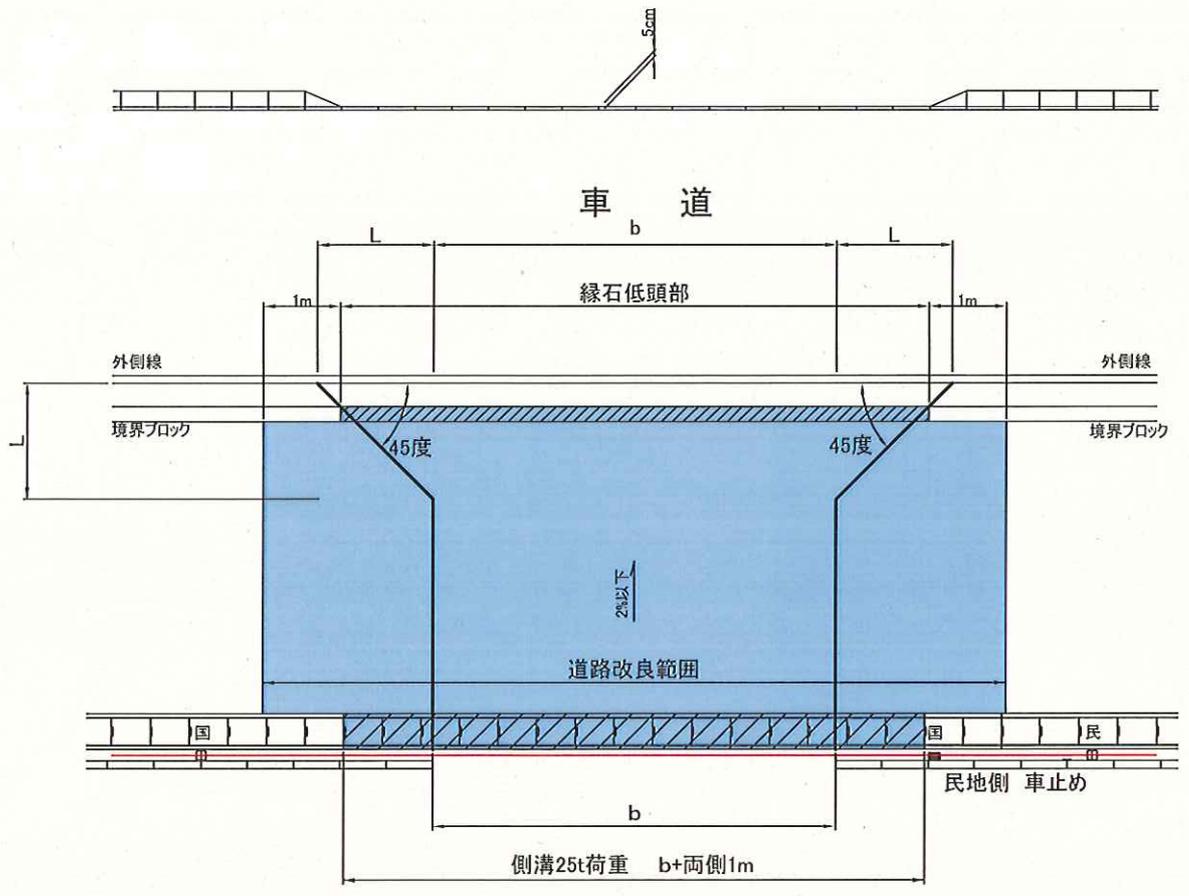
※すみきりは外側線から 45° でとること。

※舗装材、路盤材は再生材を使用すること。

(1) A 型
i) マウンドアップタイプ

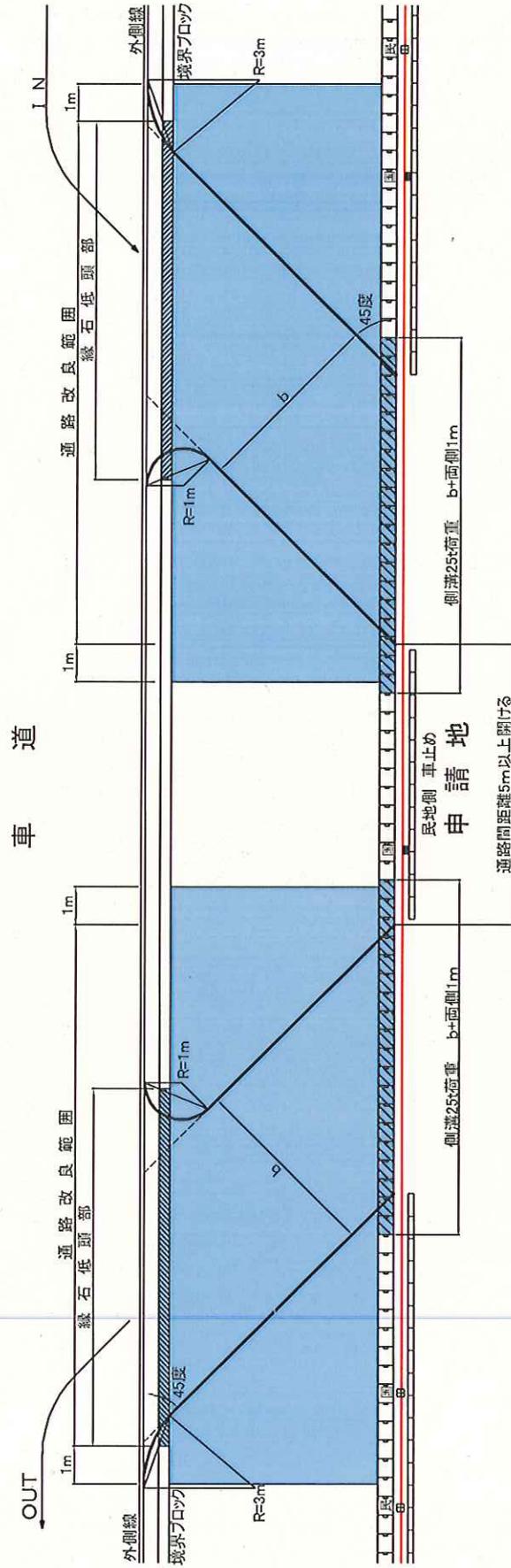


ii) フラットタイプ



申請地

2/



(申請用)

道路工事施行承認申請書

第 号

平成 年 月 日

道路管理者
東北地方整備局長 殿

押印は必ず！！

住所・氏名は土地所有者(or申請者) →
担当者は申請の担当者を記入

〒	住所
	氏名
	担当者
	TEL

道路法第24条の規定により、道路工事施工承認を申請します。

施工目的	店舗新築工事(コンビニエンスストア)に伴う通路造成のため	
施工場所	路線名	国道4号 ^{上り} _{下り} (歩道・車道・その他())
	場所	奥州市水沢区佐倉河字〇〇108-1地先
工事概要	工事種別	施 工 数 量
	歩道舗装工	〇〇㎡
	歩車道境界ブロック設置工	△△m
	側溝設置工	□□m
↑ 工種が多種の場合には、別紙のとおりと記載し、別紙を添付することでも構いません。		
工事の期間	平成 23年 4月 1日から 60日間 平成 23年 5月 31日まで	← 工期が足りなくなることをないように長めに設定して下さい。
施工方法	直営・請負 施工会社 住所 奥州市水沢区佐倉河字車堂〇〇 業者名 ◆◆建設株式会社 担当者 ◆◆ 太郎 連絡先 0197-00-0000	
添付書類	(位置図) (現況図) (計画図) (構造図) (交通規制図)、工事仕様書 (公図(写)) (求積表) (誓約書) (同意書) (現況写真)、その他(交通解析書)	
備考	↑ 添付している書類に○をつけて下さい。	

記載要領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。(申請者押印)
- 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切り下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。
位置図は1/50,000程度の平面図を、現況図・平面図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/1,000程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは、施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。
- その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
例)概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等